別紙様式

道内市町村における大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度の概要（令和５年４月現在）

【留意事項】
本資料は、各種支援制度の概要を記載したものです。制度の詳細（※）は、必ず、各市町村の担当部署に御確認ください。

※１　「応募要件の概要」欄等に記載されている「大学等」の範囲は、事業を実施している市町村により異なります。

※２　「金額」欄に記載されている金額は、学校種（大学・短大等）や設置者（国公立・私立）などにより金額が異なる場合があります。
※３　制度の対象者、所得要件、募集人数、他の支援制度との併用の可否、返還免除の要件などの諸条件は、事業を実施している市町村により異なります。
※４　高等学校（相当する学校を含む。）に関する情報は省いておりますので、各市町村や進学先の学校等に御確認ください。

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
後志	小樽市	貸与型	医療従事（医師以外）	小樽市立高等看護学院修学資金	小樽市立高等看護学院の学生であり、将来、市の病院事業又は小樽市保健所において看護師、助産師又は保健師としての業務に従事しようとする者	月額30,000円以内（在学期間中）	随時	小樽市立高等看護学院を卒業後（学院を卒業後、引き続き保健師又は助産師を養成する学校に進学した場合は、当該学校の卒業後）、引き続き3年間看護師、保健師又は助産師として市の病院事業又は小樽市保健所に勤務したとき	小樽市立病院事務部事務課	0134-25-1211	https://www.otaru-general-hospital.jp/kango-gakuin/schoollife/scholarship/
後志	島牧村	貸与型	医療従事、福祉従事	島牧村医療福祉職等養成奨学金貸付	将来医師(歯科医師を含む）、保健師、看護師又は准看護師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士又は作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、管理栄養士、歯科衛生士として島牧村関連施設に勤務を志望する者	医療従事：月額100,000円以内（在学期間中） 福祉従事：月額45,000円以内（在学期間中）	随時	医療福祉職等として島牧村の施設又は提携している施設に奨学資金の貸付を受けた期間に相当する期間在職したとき（貸付を受けた期間が3年に満たない場合は、3年）	島牧診療所	0136-75-6100	http://www.vill.shimamaki.lg.jp/category/detail.php?category=welfare&content=96
後志	寿都町	貸与型	住民	寿都町奨学金	寿都町に在住する者の子で、大学等に在学し、経済的な理由によって修学困難な者であって、学業優秀、性行善良、身体強健な者	月額30,000円以内（在学期間中）	随時	―	寿都町教育委員会総務管理係	0136-62-2100	―

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
後志	寿都町	貸与型	医療従事（医師・医師以外）	寿都町医療従事者等奨学資金貸付事業	寿都町に在住している者の子で、将来寿都町内の施設において業務に従事しようとする者で、医療従事者等養成施設に在学し、又は入学しようとする者	医師養成施設 月額100,000円以内 （在学期間中） 薬剤師養成施設 診療放射線技師養成施設 理学療法士及び作業療法士養成施設 保健師及び助産師並びに看護師養成施設 月額60,000円以内 （在学期間中） 社会福祉士養成施設 月額50,000円以内 （在学期間中） 介護福祉士養成施設 保育士養成施設 准看護師養成施設 月額40,000円以内 （在学期間中）	随時	当該養成施設を卒業資格とする免許を取得後、5年以内に寿都町内の施設において業務に従事した場合、その従事した期間が貸付を受けた期間に達したとき	寿都町町民課社会福祉係	0136-62-2513	―
後志	黒松内町	貸与型	医療従事（医師以外）	黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付	黒松内町、寿都町、島牧村、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村又は長万部町に居住していたことのある者で、道内の医療職員等を養成する学校等に在学中の者であって、将来黒松内町及び関係事業所において医療職員等の業務に従事しようとする者	月額80,000円以内 （在学期間中）	通年	大学等を卒業した日から1年を経過する日の属する月の末日までに医療職員等の免許を取得し、免許取得後速やかに、黒松内町等において医療職員等の業務に従事した場合において、当該業務に従事した期間が貸付けを受けた期間に達したとき　等	黒松内町保健福祉課	0136-72-4285	http://www.kuromatsunai.com/townlife/fukushi/file006/
後志	黒松内町	給付型	住民	黒松内町ささやか暮らしの支援若者定住促進奨学金返還助成金	大学等の在学期間中に日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、その他町長が認める奨学金の貸与を受けて返還を行っている者。町内に事業所等を有する事業主又はその事業主に雇用されていて、本町に住所を有する満40歳未満の者。ただし、国家公務員及び地方公務員を除く。	奨学金返還金額の1/2以内で、月額相当額上限10,000円	〈申請時期〉 4月～9月分までを9月10日、10月～翌年3月分までを3月10日	―	黒松内町企画環境課	0136-72-3376	―
後志	蘭越町	給付型	特定学校	農業大学高等修学事業	蘭越町に定住し、卒業後本町で農業に就職する北海道農業大学校等に入学した者	年額240,000円 （在学期間中）	随時	―	蘭越町農林水産課農業指導係	0136-55-6527	town.rankoshi.hokkaido.jp/administration/life/detail.html?content=255

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
後志	蘭越町	貸与型	住民	蘭越町奨学資金	蘭越町民の子弟であり、大学等に入学している者であって、優秀な学徒かつ経済的理由により就学困難な者。	月額30,000円（在学期間中）	4月1日～4月20日	―	蘭越町教育委員会学務課総務係	0136-55-7827	―
後志	蘭越町	給付型	住民	蘭越町奨学資金	蘭越町民の子弟であり、大学等に入学している者であって、優秀な学徒かつ経済的理由により就学困難な者。	月額30,000円（在学期間中）	4月1日～4月20日	―	蘭越町教育委員会学務課総務係	0136-55-7827	―
後志	蘭越町	給付型	特定業種	蘭越町保健師奨学資金貸付	保健師養成施設に在学している者で、将来蘭越町において保健師業務に３年以上従事しようとする者。	月額20,000円以内（在学期間中１年間）	随時	本町に勤務し引き続き３年以上保健師業務に従事した場合	蘭越町健康推進課	0136-57-6969	
後志	留寿都村	給付型	住民	留寿都村子育て支援ふるさと応援基金奨学金	申請日の６ヶ月前から引き続き留寿都村内に住所を有する者がいる世帯であって、奨学金受給者及び世帯全員に市町村民税等の滞納がないこと。	月額8,000円（在学期間中）	4月、7月	―	留寿都村教育委員会学校教育係	0136-46-3321	https://www.vill.rusutsu.lg.jp/kosodate/detail/00002267.html

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
後志	喜茂別町	就業者への奨学金の償還支援	住民	喜茂別町奨学金返還支援事業補助金	（独）日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）、その他町長が認める奨学金を受けて、学校教育法に定める高等学校、大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校を卒業した者で、以下の条件を全て満たす者 ※国及び地方公共団体の職員を除く ・新卒者で町内に住民登録をし、町内事業所等に正規に雇用され、５年以上継続して就業する見込みであること。 ・高校・大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けて、その返還を行っていること。 ・奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていないこと。 ・町税等を滞納していないこと。	補助金の交付を申請する年度内に返還する奨学金の額とし、18 万円を限度とする。 ※継続した60月を上限	通年		喜茂別町まちづくり課まちづくり振興係	0136-33-2211	https://www.town.kimobetsu.hokkaido.jp/life/detail.php?content=107

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
後志	倶知安町	給付型	住民	倶知安町奨学金	倶知安町住民の被扶養者であって、大学等に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学徒であって、向上心があり性行善良で他の奨学金等の貸付等を受けていない者	月額25,000円 （在学期間中）	4月1日～5月31日	－	倶知安町教育委員会学校教育課	0136-56-8018	－
後志	倶知安町	給付型	特定学校	倶知安町農業後継者修学奨学金	倶知安町に住民登録を有する農業者の子で、北海道立農業大学校又は大学の農業関係学部等の在学生であって、身体健康で向学心があり、性行善良で、卒業後倶知安町において農業後継者として就農する意志の堅い者	年額48,000円 （月額4,000円） （在学期間中）	12月1日～2月28日	－	倶知安町農林課	0136-56-8010	－
後志	倶知安町	就業者への奨学金の償還支援	特定業種	倶知安町保育士等奨学金返還支援事業	倶知安町に住所を有し、町内の保育所または認定こども園に正規雇用され、年度の末日まで継続して勤務する方で、奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、保育士・保育教諭等の資格を取得した方	上限年額240,000円 （5年間）	第1回 4月3日～5月1日 第2回 10月2日～10月31日	－	倶知安町こども未来課	0136-55-6116	https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/Living_Information/kosodate-kyouiku/kosodate-shien/4550/
後志	共和町	就業者への奨学金の償還支援	住民	共和町奨学金返還支援事業助成金	以下の条件を全て満たす者 ※国及び地方公共団体の職員を除く ・(独)日本学生支援機構法に規定する第一種・第二種学資貸与金等の貸与を受けて大学（大学院、短大含む）、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る）を卒業した者 ・令和３年４月１日以降に新たに町内事業所等に正規社員等として就業（自営業を含む）しており、今後３年以上継続して就業する見込みの者 ・認定申請年度の４月１日時点で３０歳未満の者 ・共和町に住民登録があり居住しており、過去に１年以上共和町に住民登録があり居住していた者で、今後３年以上継続して居住する見込みの者　他	交付申請年度の奨学金返還額 月額15,000円×助成対象月数を上限 （最大180,000円/年） ※最長10年間	交付申請年度の11月末まで		共和町企画振興課企画調整係	0135-67-8795	-
後志	岩内町	貸与型	住民	岩内町奨学金	岩内町民であって、大学等に在学し、経済的な理由によって修学困難な学生等であって、学業優秀、性行善良な者	月額20,000円以内 （在学期間中）	令和5年4月3日から令和5年4月10日まで	－	岩内町教育委員会子ども未来課	0135-67-7099	http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/?page_id=585

管内	市町村名	方式等	分類	事業・制度名	応募要件の概要（所得要件などの詳細は、各市町村に確認ください）	金額	募集期間	地元に居住等した場合の返還免除（一部免除も含む）の要件（概要） ※死亡等により返還困難な場合等の免除規定の記載は省略	問い合わせ先		事業を記載したホームページのアドレス
									担当部署	電話番号(半角数字)	
後志	泊村	貸与型	住民	泊村育英資金	泊村に住所を有する者の子弟で、大学等に在学し、学資の支弁が困難な者であって、本人、父母又はそれらに準ずる者に村税等の滞納がなく、品行方正、学業成績優秀、出身校・在学校の長の推薦のある者	月額20,000円以内（在学期間中）	通年	―	泊村総務課	0135-75-2021	―
後志	神恵内村	償還支援	住民	神恵内村奨学金等返還補助金	神恵内村に居住し、就学を目的として貸与を受けた奨学金等の返還を行っている方、または申請年度内に返還を開始する方。	奨学金等返還額の月額相当分の2分の1の額（上限2万円）	通年	―	神恵内村企画振興課企画振興係	0135-76-5011	https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/iju/detail/00000913.html
後志	神恵内村	給付型	住民	神恵内村奨学給付金	大学等に在学している学生の保護者で神恵内村に居住する者に授業料に相当する金額の一部を給付する。	授業料に相当する月負担額の2分の1の額（上限2万円）	通年	―	神恵内村教育委員会学校教育係	0135-76-5011	https://www.vill.kamoenai.hokkaido.jp/iju/detail/00000909.html